

(証券コード 5660)
2020年6月3日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市中浜町10番地1
神鋼鋼線工業株式会社
代表取締役社長 河 瀬 昌 博

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに当社に到達するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- (1) 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
(2) 場 所 兵庫県尼崎市中浜町26番地1 当社線輪倶楽部会館
(3) 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第88期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役全員任期満了につき8名選任の件
第4号議案 監査役全員任期満了につき4名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◇
- ◎ 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinko-wire.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本年よりご出席の方へのお土産の配布は取り止めとさせていただきます。ご理解賜われますようお願い申し上げます。

第88回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社では、本株主総会にご出席される株主様の健康と安全面を最優先に考え、「新型コロナウイルス」の感染防止に向けて下記のとおりご案内申しあげますと共に、皆様のご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

記

[株主様へのお願い]

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況並びにご健康状態に十分ご留意の上、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申しあげます。
- ・ 特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、本年はご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。これらに該当しない方でも、ご心配ご不安のある方は、無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・ 発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。

[当社の対応について]

- ・ 会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、できる限りマスクの持参・着用をお願い申しあげます。)
- ・ 会場入口付近での検温等の措置により、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。また、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・ 株主様に、間隔を空けての着席をお願いする場合がございます。また、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申しあげます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

当社では会場での感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいりますが、株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、健康と安全面から慎重な判断をお願い申し上げます。尚、総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、新たな措置を講じる場合がございますので、当社ウェブサイト (<http://www.shinko-wire.co.jp>) より適宜、発信情報をご確認賜われますよう、併せてお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における世界経済は、通商問題の動向や金融資本市場の変動、新型コロナウイルスの感染拡大による影響等により、不安定な状況が続きました。さらに、わが国経済は相次いで発生する自然災害の影響を受けており、製造業を中心に弱含みで推移しました。

このような状況のなか、当社の販売環境は世界的な自動車需要減少により急速に悪化し、またコスト面でも資材価格や運送費等の値上がりを受け一段と厳しい環境となりましたが、各事業での販売拡大、製品構成の改善、販売価格の是正、徹底したコスト削減などによって業績向上に努めました。

その結果、当期における当社の連結業績は、売上高は302億81百万円と前期に比べ14億30百万円増収、営業利益、経常利益はそれぞれ9億12百万円（前期比3億1百万円増益）、7億85百万円（前期比2億26百万円増益）となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は、4億30百万円（前期比4億2百万円増益）となりました。

つぎに主な事業区分ごとに当期の概況をご報告いたします。

特殊鋼線関連事業

PC関連製品

公共事業関連では、新設橋梁の減少やPC鋼材の使用量の少ない補修・補強分野の増加、人手不足による工事遅れの発生等の厳しい状況が継続するものの、プレキャスト需要が拡大し、堅調な販売実績となりました。民間事業関連では、PCの新築建築市場に一服感がみられたものの、プロジェクト案件の獲得や、台風被害を受けた他社への生産支援等により販売数量は増加しました。PC関連製品全体としては、一昨年度に発生した神戸製鋼グループの不適切事象による販売への影響が終息したこともあり、販売数量・売上高ともに前期に比べ増加となりました。

ばね・特殊線関連製品

自動車向けの弁ばね用鋼線（オイルテンパー線）およびステンレス鋼線において、米中貿易摩擦や新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けて、販売数量が減少したため、ばね・特殊線関連製品全体としては、販売数量・売上高ともに前期に比べ減少しました。

その結果、特殊鋼線関連事業全体の売上高は161億86百万円と前期に比べ5億85百万円増収となり、営業利益は6億71百万円と前期に比べ92百万円増益となりました。

鋼索関連事業

国内においては、土木・建築分野等で海外製品の流入増により価格競争が激化している中で、販売数量は微減となったものの、高付加価値品（エレベーターやクレーン等の機械分野向け）の販売増加により、売上高は増加しました。海外についても、米中貿易摩擦の影響により中国向け需要に一服感がみられる中、販売数量は伸び悩んだものの、クレーン等の高付加価値品の販売増加により、売上高は増加しました。

その結果、鋼索関連事業全体の売上高は118億8百万円と前期に比べ2億22百万円増収となり、営業利益は1億71百万円（前期は12百万円の損失）となりました。

エンジニアリング関連事業

交通・施設分野向け製品の案件数が減少した一方で、土木・橋梁分野および建築分野向け製品では大型案件の納入完了により、売上高が増加しました。

その結果、エンジニアリング関連事業全体の売上高は22億20百万円と前期に比べ6億20百万円増収となり、営業利益は17百万円（前期は6百万円の損失）となりました。

その他

不動産関連事業の売上高、営業利益はそれぞれ66百万円、51百万円と前期並みとなりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内における公共投資関連分野での新設工事の発注数減少が継続することに加え、米中の保護主義的な通商政策に基づく貿易摩擦、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の急速な減退により、自動車分野を中心に大変厳しく不透明な状況となっております。また、コスト面においても、資材価格や運送費が上昇し、厳

しい環境の継続が見込まれます。

このなかで、いかなる事業環境の変化にも耐えられる「強い会社」の実現のため以下の課題に取り組んでまいります。

- ・安全と健康を優先した職場環境の整備
- ・災害等の緊急事態に強い生産・供給体制の構築
- ・国内および海外事業での確実な需要取り込みによる最大販売量の確保
- ・Q（品質）、C（コスト）、D（納期）の改善およびお客様満足度の向上による収益基盤の構築、事業競争力の強化
- ・耐震や防災を始めとした社会的課題解決に資する製品の市場浸透および新製品開発

その他、当社グループでは、コンプライアンスの徹底、働き方改革の加速、環境・地域社会への貢献等の社会・時代の要請に対しても、積極的かつ継続的に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資は9億16百万円で、主にばね関連製品の増産投資や生産設備の更新工事等であります。

(4) 資金調達の状況

重要な該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区 分	2016年度 第 85 期	2017年度 第 86 期	2018年度 第 87 期	2019年度 第88期(当期)
売上高(百万円)	27,040	28,773	28,851	30,281
経常利益(百万円)	513	703	558	785
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	328	424	28	430
1株当たり当期純利益	63円14銭	81円56銭	4円83銭	72円83銭
総資産(百万円)	42,389	42,468	40,687	39,418
純資産(百万円)	19,525	19,940	19,507	19,639

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第87期

の期首から適用しており、第86期については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

- 2017年10月1日付で単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および株式併合（10株を1株に併合）を実施しました。1株当たり当期純利益につきましては第85期の期首に株式併合が行われたと仮定して、数値を算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を42.52%所有しており、また当社の取締役会に占める同社出身取締役の員数が過半数であります。

同社から製品の主要原材料である線材を商社を通して購入しており、取引条件については市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、これらの取引条件を把握し、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また同社からは取締役1名が就任しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神鋼鋼線ステンレス株式会社	99	100.0	線材製品の製造
コウセンサービス株式会社	99	100.0	線材製品の部品等の製造および設備保全
尾上ロープ加工株式会社	10	100.0	線材製品の加工
株式会社ケーブルテック	10	100.0	線材製品の加工
株式会社テザック神鋼ワイヤロープ	80	100.0	線材製品の販売
テザックエンジニアリング株式会社	10	100.0	線材製品の加工
	千元		
神鋼鋼線（広州）販売有限公司	5,000	100.0	線材製品の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の7社であり、持分法適用会社は3社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. 当社の完全子会社であるテザックエンジニアリング株式会社および株式会社アイチ・テザックは2019年4月1日付で、テザックエンジニアリング株式会社を存続会社、株式会社アイチ・テザックを消滅会社とする吸収合併をいたしました。

4. 2019年11月27日付で、当社の完全子会社である蒂賽克神鋼鋼索商務諮詢（上海）有限公司は清算結了いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業区分		事業内容
特殊鋼線関連事業	P C 関連製品	P C 鋼線、P C 鋼より線、ケーブル加工製品、これらに付随する部材および機器などの製造および販売
	ばね・特殊線関連製品	ばね用鋼線、めっき鋼線、ステンレス鋼線、特殊金属線などの製造および販売
鋼索関連事業		一般ロープ、特殊ロープ、鋼より線、ステンレスロープなどの製造および販売
エンジニアリング関連事業		架設・緊張用部材および機器、線材3次加工製品などの製造および販売
その他		不動産の賃貸等

(8) 主要な営業所および工場

①当社

本 社	兵庫県尼崎市	
支 店	東京（東京都品川区）	大 阪（大阪府大阪市）
	九 州（福岡県福岡市）	
営 業 所	名古屋（愛知県名古屋市）	札 幌（北海道札幌市）
	東 北（宮城県仙台市）	
工 場	尼 崎（兵庫県尼崎市）	尾 上（兵庫県加古川市）
	二色浜（大阪府貝塚市）	

②子会社

神鋼鋼線ステンレス株式会社	：大阪府泉佐野市	コウセンサーサービス株式会社	：兵庫県尼崎市
尾上ロープ加工株式会社	：兵庫県加古川市	株式会社ケーブルテック	：兵庫県神戸市
株式会社テザック神鋼ワイヤロープ	：大阪府大阪市	テザックエンジニアリング株式会社	：大阪府貝塚市
神鋼鋼線（広州）販売有限公司	：中華人民共和国広東省広州市		

- (注) 1. 当社の完全子会社であるテザックエンジニアリング株式会社および株式会社アイチ・テザックは2019年4月1日付で、テザックエンジニアリング株式会社を存続会社、株式会社アイチ・テザックを消滅会社とする吸収合併をいたしました。
2. 2019年11月27日付で、当社の完全子会社である蒂賽克神鋼鋼索商務諮詢（上海）有限公司は清算結了いたしました。

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数
特殊鋼線関連事業	386名
鋼索関連事業	414名
エンジニアリング関連事業	38名
全社共通	69名
合計	907名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 不動産関連事業には専従の従業員はおりません。
3. 全社共通として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない、管理部門に所属しているものであります。
4. 前期末従業員数（903名）に対し、4名増加しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,324
株式会社三菱UFJ銀行	2,123
株式会社三井住友銀行	1,675

百万円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

2017年12月8日に公表いたしましたとおり、当社グループは、カナダにおいて、当社グループの製造した自動車向け金属製品に関して訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、2019年6月11日に公表いたしましたとおり、2019年6月7日（現地時間）、本件訴訟について、原告との間で和解の基本合意にいたりました。2019年11月には正式な和解合意書を締結し、現在、裁判所の和解承認の手続きをおこなっております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,912,999株
- (3) 株主数 3,968名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	2,513,422株	42.52%
神 鋼 鋼 線 取 引 先 持 株 会	292,345	4.95
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	151,271	2.56
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	147,630	2.50
神 鋼 鋼 線 従 業 員 持 株 会	142,447	2.41
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	115,296	1.95
神 鋼 商 事 株 式 会 社	100,000	1.69
三 井 物 産 ス チ ール 株 式 会 社	78,400	1.33
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	78,400	1.33
丸 山 三 千 夫	75,000	1.27

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式1,181株があります。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 瀬 昌 博	
代表取締役 専務執行役員	高 木 功	社長補佐、関係会社の統括ならびにロープ事業部長ならびに株式会社テザック神鋼ワイヤロープ代表取締役社長
取締役 常務執行役員	谷 川 文 男	技術開発本部の統括ならびにロープ製造の統括ならびにロープ事業部尾上事業所長兼同製造部長ならびに尾上ロープ加工株式会社代表取締役社長
取締役 常務執行役員	平 井 久 嗣	特殊鋼線関連事業およびエンジニアリング事業部および尼崎事業所の統括ならびにP C鋼線事業部長ならびに東京支店長ならびに九州支店、営業所の担当
取締役 執行役員	吉 田 裕 彦	グループコンプライアンスの担当ならびに総務本部長兼同企画部長
取 締 役	生 治 理 仁	株式会社神戸製鋼所鉄鋼事業部門企画管理部担当部長兼鉄鋼事業部門企画管理部リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括部担当部長
取 締 役	田 中 崇 公	中之島中央法律事務所弁護士ならびに船井電機株式会社取締役監査等委員
取 締 役	佐 竹 隆 幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授ならびに兵庫県立大学名誉教授ならびにメック株式会社顧問
監 査 役	藤 森 直 樹	(常 勤)
監 査 役	前 田 眞 一	(常 勤)
監 査 役	森 下 芳 樹	
監 査 役	今 井 一 雅	神鋼E N & Mサービス株式会社顧問役

- (注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動
 取締役 藤井晃二氏は2019年6月20日開催の第87回定時株主総会終結の時に任期満了により退任いたしました。
 河瀬昌博氏は同総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役 田中崇公、佐竹隆幸の両氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は田中崇公、佐竹隆幸の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 森下芳樹、今井一雅の両氏は社外監査役であります。

4. 監査役 今井一雅氏は経理分野に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年4月1日付で次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	平井久嗣	エンジニアリング事業部および尼崎事業所の統括ならびにP C鋼線事業部長ならびにばね特線事業部長ならびに東京支店長ならびに九州支店、営業所の担当
取締役 常務執行役員	吉田裕彦	グループコンプライアンスの担当ならびに監査室の担当ならびに総務本部長兼同総務部長兼同企画部長

6. 当社は取締役の監督機能の強化および業務執行体制をより明確にするため、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2020年4月1日現在の執行役員は以下のとおりです。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	徳重啓司	ロープ事業部二色浜事業所長ならびに同ロープ技術センター長
執行役員	石川敬士	エンジニアリング事業部長ならびに大阪支店長ならびにコウセンサービス株式会社代表取締役社長
執行役員	小池磨	社長付神鋼鋼線ステンレス株式会社代表取締役社長ならびに神鋼鋼線(広州)販売有限公司董事長
執行役員	岡崎達也	尼崎事業所長兼同製造部長ならびに株式会社ケーブルテック代表取締役社長
執行役員	堀川健一	グループ品質管理の担当ならびに技術開発本部長兼同技術総括部長

(注) 執行役員 堀川健一氏は日本高周波鋼業株式会社取締役(非常勤)であり、2020年6月下旬開催予定の同社定時株主総会終結の時に同社取締役を任期満了により退任予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	145百万円 (9百万円)	左記の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与(7百万円)は含まれておりません。
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (9百万円)	
合 計	12名	191百万円	

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 田中崇公氏は、船井電機株式会社取締役監査等委員であります。なお同社と当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役 佐竹隆幸氏は、メック株式会社顧問であります。なお同社と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 今井一雅氏は、神鋼E N & Mサービス株式会社顧問役であります。なお、同社は当社の特定関係事業者(兄弟会社)であります。

②当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	田中 崇公	当事業年度に開催の取締役会17回すべてに出席し、弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	佐竹 隆幸	当事業年度に開催の取締役会17回のうち13回に出席し、経営系専門職大学院教授としての豊富な専門知識や実務経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	森下 芳樹	当事業年度に開催の取締役会17回のうち16回に出席し、公正な意見の表明を行いました。また開催した監査役会16回すべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行いました。
監 査 役	今井 一雅	当事業年度に開催の取締役会17回のうち16回に出席し、公正な意見の表明を行いました。また開催した監査役会16回すべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、上記の金額に同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守および企業として実践すべき普遍的な考え方を定めた「神鋼鋼線工業行動指針」、ならびに日々の業務活動の中での行動基準となる「コンプライアンス綱領」を制定し、また取締役会の独立諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置、さらに内部通報制度として外部の弁護士およびコンプライアンス推進室を受付窓口としてコンプライアンス体制を整備

するとともに、取締役・執行役員および従業員の職務の執行状況の適法性について、内部監査部門である監査室が適宜監査を実施する。

②財務報告の適正性確保のための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令および「文書取扱規程」等の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」によって、管理体制、管理すべきリスク項目及びその対応策等を定め、リスクを管理する。また、リスク管理の状況については、定期的にモニタリングを実施する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社では、経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2017年6月から新たに執行役員制度を導入している。

2) 「職制規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、また担当業務を明確に定めた上、それに基づいて取締役および執行役員は職務の執行を行う。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」によって、関係会社の経営管理上の重要事項の処理については、当社の承認を必要とし、また関係会社の経営内容を的確に把握するために当社への報告を必要とする事項を定め、さらに定期的に関係会社の業況報告会等を実施する。

また、関係会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、関係会社の取締役会へ出席するとともに、関係会社の経営を管理・監督する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室に監査役会の事務局の業務を併せて担当させ、監査役の職務を補助する。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の人事に関しては、事前に監査役または監査役会に報告の上、意見を求める。

⑨第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

事務局の使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行う。なお、監査役監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役・執行役員および使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

⑩取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役・執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、決裁事項を始め、業務執行に係る重要事項、監査室が実施する内部監査の結果等の報告を適宜行う。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、子会社の取締役、監査役、使用人から監査役に対して報告を行う。また、監査室は、監査役会または監査役に対して子会社のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行う。

また監査役は、いつでも取締役・執行役員および従業員等に対して必要な資料の提出または報告を求めることができる。

⑪前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けないことをコンプライアンス綱領に定め、その周知徹底を図る。

⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑬その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会を始め重要な社内会議に出席し、取締役等の執行状況を十分に監視するとともに、決裁書類およびその他重要書類の閲覧を行う。また、監査役会は「監査役監査の方針および計画」を毎年、取締役全員に説明する。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保する体制の運用の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務執行について

主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、監査役が取締役会に出席いたしました。また、執行役員制度を導入しており、執行役員会を13回開催し、経営執行に関わる重要事項を審議しました。

② 監査役の責務について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査役会を原則月1回開催して情報共有を行っており、当期については16回開催しております。また、内部監査の担当部署である監査室との緊密な連携を保ちつつ、内部監査の結果について報告を受けております。さらに、取締役会等の重要な会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認および監査の実効性の向上を図っております。

また、監査役は、監査室との連携のみならず当社および子会社の代表取締役、取締役ならびに会計監査人との定期的な意見交換により、経営の健全化に努めております。

③ コンプライアンスについて

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程の遵守状況等に関し主管部署から報告を受けました。また、階層別研修やe-ラーニングの実施などコンプライアンス推進活動を実施してまいりました。

④ 関係会社の管理体制について

関係会社の経営管理上の重要事項については、当社の取締役会等で審議のうえ決定しました。また関係会社の経営内容については、定期的に関係会社の業況報告会等を実施し、関係会社から報告を受けました。

また、当社は、関係会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、関係会社の取締役会へ出席するとともに、関係会社の経営の管理・監督を行いました。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	20,898	流 動 負 債	10,926
現金及び預金	2,986	支払手形及び買掛金	2,539
受取手形及び売掛金	5,507	短期借入金	5,642
電子記録債権	3,018	リース債	3
商品及び製品	4,071	1年内償還予定の社債	215
仕掛品	3,096	未払費用	526
材料及び貯蔵品	1,573	未払法人税等	933
その他	644	未払事業所税	333
		未払引当金	47
		賞与引当金	592
		設備関係支払手形	12
		その他	80
固 定 資 産	18,520	固 定 負 債	8,852
有 形 固 定 資 産	14,283	社 債	1,622
建物及び構築物	2,967	長期借入金	2,418
機械装置及び運搬具	5,325	リース債	9
工具、器具及び備品	120	退職給付に係る負債	4,594
土地	5,774	役員退職慰労引当金	7
リース資産	10	環境対策引当金	99
建設仮勘定	85	資産除去債	22
無 形 固 定 資 産	237	その他	78
ソフトウェア	220	負 債 合 計	19,779
その他	16	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,999	株 主 資 本	19,215
投資有価証券	1,444	資 本	8,062
繰延税金資産	1,310	本 剰 余 金	8,171
退職給付に係る資産	1,073	資 利 益 剰 余 金	2,982
その他	200	自 己 株 式	△1
貸倒引当金	△29	その他の包括利益累計額	424
		その他有価証券評価差額金	210
		為替換算調整勘定	136
		退職給付に係る調整累計額	77
資 産 合 計	39,418	純 資 産 合 計	19,639
		負債及び純資産合計	39,418

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
高 上 原 価		30,281
上 原 価		24,608
売 上 総 利 益		5,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,759
営 業 利 益		912
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	90	
そ の 他	116	207
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	142	
そ の 他	145	334
経 常 利 益		785
特 別 損 失		
環 境 対 策 費 用	108	108
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		677
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	316	
法 人 税 等 調 整 額	△69	246
当 期 純 利 益		430
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		430

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	8,062	8,171	2,789	△1	19,022
当期変動額					
剰余金の配当			△236		△236
親会社株主に帰属する当期純利益			430		430
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の清算			△1		△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	192	△0	192
当期末残高	8,062	8,171	2,982	△1	19,215

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	230	137	117	485	19,507
当期変動額					
剰余金の配当					△236
親会社株主に帰属する当期純利益					430
自己株式の取得					△0
連結子会社の清算					△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△19	△0	△39	△60	△60
当期変動額合計	△19	△0	△39	△60	131
当期末残高	210	136	77	424	19,639

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

神鋼鋼線ステンレス(株)、コウセンサービス(株)、尾上ロープ加工(株)、(株)ケーブルテック、テザックエンジニアリング(株)、(株)テザック神鋼ワイヤロープ、神鋼鋼線(広州)販売有限公司の7社を連結しています。

なお、当社の完全子会社であるテザックエンジニアリング(株)および(株)アイチ・テザックは2019年4月1日付で、テザックエンジニアリング(株)を存続会社、(株)アイチ・テザックを消滅会社とする吸収合併をいたしました。

また、2019年11月27日付で、当社の完全子会社である蒂賽克神鋼鋼索商務諮詢(上海)有限公司は清算結了いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数

ありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 3社

関連会社のファイベックス(株)、TESAC USHA WIREROPE CO., LTD.、神鋼新确弹簧鋼線(佛山)有限公司については持分法を適用しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、神鋼鋼線(広州)販売有限公司の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等による時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。製品、原材料、貯蔵品は総平均法、仕掛品はエンジニアリング部門の一部については個別法、その他は総平均法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
有形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
(3) 重要な引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
役員退職慰労引当金	一部の子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しています。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用について、当連結会計年度末における見積額を計上しています。
(4) ヘッジ会計の処理	
	原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理によっており、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。
(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項	
退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 32,779百万円
2. 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。
- 神鋼新確弹簧鋼線(佛山)有限公司(注) 112百万円
TESAC USHA WIREROPE CO., LTD. 100百万円
- (注) うち94百万円は(株)神戸製鋼所による債務保証を当社が再保証したものであります。

(連結損益計算書に関する注記)

環境対策費用

環境対策費用108百万円は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理費用等であり、具体的な処理方法及びスケジュールが見通せるようになったことによる追加計上であります。この環境対策費用には環境対策引当金繰入額98百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
- 普通株式 5,912,999株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	118百万円	20円	2019年 3月31日	2019年 6月21日
2019年11月6日 取締役会	普通株式	118百万円	20円	2019年 9月30日	2019年 12月9日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定です。

- ① 配当金の総額 118百万円
② 配当の原資 利益剰余金
③ 1株当たりの配当額 20円
④ 基準日 2020年3月31日
⑤ 効力発生日 2020年6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っています。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

社債及び借入金の使途は運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,986	2,986	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,507	5,507	—
(3) 電子記録債権	3,018	3,018	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	733	733	—
(5) 支払手形及び買掛金	(2,539)	(2,539)	—
(6) 短期借入金	(3,780)	(3,780)	—
(7) 社債	(1,837)	(1,807)	△29
(8) 長期借入金	(4,280)	(4,278)	△2
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
 (4) 投資有価証券
 これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。
 (5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
 (7) 社債、(8) 長期借入金
 これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。
 (9) デリバティブ取引
 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額207百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額504百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。
- (注3) 社債及び長期借入金は1年以内に返済予定のものも含んでいます。
 (1年内償還予定の社債215百万円、1年内返済予定の長期借入金1,862百万円)

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,322円09銭
2. 1株当たり当期純利益	72円83銭

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

神鋼鋼線工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴原 啓 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神鋼鋼線工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神鋼鋼線工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	20,828	流動負債	10,634
現金及び預金	2,467	支払手形	366
受取手形	157	短期借入金	2,237
電子記録掛	2,400	1年内償還予定の社債	5,602
売掛金	5,567	未払費用	3
製原仕貯短そ	4,073	未払法人税等	215
	937	未払事業引当	468
	3,047	未払引当	854
	509	未預賞与	311
	1,029	その他	44
	639		34
			472
			24
固定資産	18,447	固定負債	8,578
有形固定資産	14,078	社長期借入金	1,622
建物	2,762	資産除却引当	2,418
構築物	117	環境対策の	9
機械装置	5,223	退職給付引当	19
運搬用具	7	その他	4,377
器具備	115		99
土地	5,756		31
建物	10	負債合計	19,212
建設仮勘定	85	(純資産の部)	
無形固定資産	236	株主資本	19,852
ソフトウェア	219	資本剰余金	8,062
その他	16	資本準備金	7,842
投資その他の資産	4,132	資本剰余金	2,015
投資有価証券	940	その他資本剰余金	5,826
関係会社株式及び出資	987	利益剰余金	3,949
繰延税金資産	1,280	その他利益剰余金	3,949
繰前貸倒引当	755	圧縮記帳積立金	45
	194	繰越利益剰余金	3,903
	△25	自己株式	△1
		評価・換算差額等	210
		その他有価証券評価差額金	210
資産合計	39,276	純資産合計	20,063
		負債及び純資産合計	39,276

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額
高 価	28,805
原 価	24,101
上 原 価	4,704
総 利 益	3,822
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	881
営 業 利 益	94
営 業 外 収 益	144
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43
そ の 他	284
営 業 外 費 用	792
支 払 利 息	246
そ の 他	108
経 常 利 益	11
特 別 損 失	365
関 係 会 社 株 式 評 価 損	426
環 境 対 策 費 用	275
関 係 会 社 整 理 損	△66
税 引 前 当 期 純 利 益	209
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	217
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,062	2,015	5,826	7,842	50	3,917	3,967	△1	19,871
当期変動額									
剰余金の配当						△236	△236		△236
当期純利益						217	217		217
圧縮記帳積立金の取崩					△4	4	－		－
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	△4	△13	△18	△0	△19
当期末残高	8,062	2,015	5,826	7,842	45	3,903	3,949	△1	19,852

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	230	230	20,102
当期変動額			
剰余金の配当			△236
当期純利益			217
圧縮記帳積立金の取崩			－
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△19	△19	△19
当期変動額合計	△19	△19	△38
当期末残高	210	210	20,063

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

デリバティブ

たな卸資産

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法によっており、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

製品、原材料、貯蔵品は総平均法、仕掛品はエンジニアリング部門の一部については個別法、その他は総平均法によっています。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

無形固定資産

(リース資産を除く)

リース資産

定額法

定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

賞与引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。</p>
環境対策引当金	<p>「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用について、当事業年度末における見積額を計上しています。</p>
4. ヘッジ会計の処理	<p>原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っています。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。</p>
5. 退職給付に係る会計処理	<p>退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。</p>
6. 消費税等の会計処理	<p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。</p>

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	31,658百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,282百万円
短期金銭債務	156百万円
3. 保証債務	関係会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。
	神鋼新確弹簧鋼線（佛山）有限公司（注） 112百万円
	TESAC USHA WIRE ROPE CO., LTD. 100百万円
	神鋼鋼線（広州）販売有限公司 56百万円
	（注）うち94百万円は(株)神戸製鋼所による債務保証を当社が再保証したものであります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社取引高	
売上高	10,664百万円
仕入高	2,538百万円
その他の営業取引高	376百万円
営業取引以外の取引高	62百万円

2. 環境対策費用

環境対策費用108百万円は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理費用等であり、具体的な処理方法及びスケジュールが見通せるようになったことによる追加計上であります。この環境対策費用には環境対策引当金繰入額98百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	普通株式	1,181株
------------------------	------	--------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金及び賞与引当金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員等の兼務等	事業上の関係				
子会社	神鋼鋼線ステンレス(株)	100%	出向 1名 兼任 3名	当社線材製品の加工委託先。 当社が貸付を行っている。 当社が設備等を賃貸している。	資金の貸付 受取利息 (注1)	940 3	短期貸付金	940
	(株)テザック神鋼ワイヤロープ	100%	出向 1名 兼任 5名	当社線材製品の販売先。	売上高 (注2)	10,426	売掛金 (注2)	3,006
関連会社	神鋼新確弹簧鋼線(佛山)有限公司	25%	兼任 2名	当社の技術支援先。	債務保証 (注3)	112	-	-
	TESAC USHA WIREROPE CO.,LTD.	50%	出向 1名 兼任 1名	当社の技術支援先。	債務保証 (注4)	100	-	-

(注1) 貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は3ヶ月としています。

(注2) 取引条件は市場価格を勘案し価格交渉の上で決定しています。
消費税等は取引金額には含めず、期末残高には含めています。

(注3) うち94百万円は同社の金融機関等からの借入に対し、(株)神戸製鋼所による債務保証を当社が再保証したものであります。

(注4) 同社の金融機関からの借入に対する債務を当社が保証したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,393円75銭
2. 1株当たり当期純利益	36円84銭

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

神鋼鋼線工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴原 啓司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神鋼鋼線工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（財務報告の適正性を確保するための体制を含む。以下「内部統制システム」という。）の構築について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

神鋼鋼線工業株式会社	監査役会
監査役(常勤)	藤 森 直 樹 ㊟
監査役(常勤)	前 田 眞 一 ㊟
監査役	森 下 芳 樹 ㊟
監査役	今 井 一 雅 ㊟

(注) 監査役森下芳樹及び監査役今井一雅の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分にしましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様に対する利益配分につきましては、会社の最重要政策のひとつと位置づけており、継続的かつ業績に応じた適正な成果の配分を行うことを基本方針としております。また急激な市況変動などの不測の状況に備えるとともに、経営体質の強化や将来の事業展開を勘案した内部留保を図ってまいります。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、当期の業績を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額118,236,360円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

なお、中間配当金として1株当たり20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり40円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の親会社である株式会社神戸製鋼所が進めるブランド管理の一環により、現行の「Shinko」を用いた商号から、国内外ともに鉄鋼業界において認知確立されたブランドであります「KOBELCO」を用いた商号に変更するものです。

なお本変更につきましては、商号変更の効力発生日である2021年1月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。(変更案第1条、附則)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条 (商号) 本会社は神鋼鋼線工業株式会社という。 英文では <u>Shinko Wire Company, Ltd.</u> と記 する。</p>	<p>第1条 (商号) 本会社は神鋼鋼線工業株式会社という。 英文では <u>KOBELCO WIRE COMPANY, LTD.</u> と記する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>第1条 (商号) の変更は、2021年1月1日をも って効力が生じるものとする。なお本附則 は、第1条の効力発生日をもってこれを削除 する。</u></p>

第3号議案 取締役全員任期満了につき8名選任の件

現取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	かわ せ まさ ひろ 河 瀬 昌 博 1958年3月10日	1981年4月 (株)神戸製鋼所入社 2010年4月 同社執行役員 2012年4月 同社常務執行役員 2013年4月 同社常務執行役員 日本高周波鋼業(株)顧問 2013年6月 同社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役社長（現在に至る）	3,400株
	[取締役候補者とした理由] 株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職や常務執行役員の経験を有し、また日本高周波鋼業株式会社において代表取締役社長として経営に携わっておりました。当社において2019年6月より代表取締役社長として経営に携わっております。これらの豊富な経験と幅広い見識を活かし、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	たかぎ いさお 高木 功 1958年1月28日	1982年4月 (株)神戸製鋼所入社 2013年4月 同社理事、鉄鋼事業部門鉄粉本部長 2015年4月 当社顧問ならびに(株)テザックワイヤロープ顧問 2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在に至る) (担当および重要な兼職の状況) 社長補佐、関係会社の統括ならびにロープ事業部長ならびに(株)テザック神鋼ワイヤロープ代表取締役社長	9,600株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。また当社においては2019年6月より常務取締役、2017年6月より代表取締役専務執行役員として経営に携わっております。迅速かつ的確な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
3	たに がわ ふみ お 谷川 文男 1957年7月14日	1981年4月 (株)神戸製鋼所入社 2010年4月 同社鉄鋼部門神戸製鉄所副所長兼線材条鋼技術部長 2012年5月 当社開発本部開発部担当部長 2013年4月 当社技術開発本部長兼同技術総括部長 2013年6月 当社取締役 2017年6月 当社取締役常務執行役員(現在に至る) (担当および重要な兼職の状況) 技術開発本部の統括ならびにロープ製造の統括ならびにロープ事業部尾上事業所長兼同製造部長ならびに尾上ロープ加工(株)代表取締役社長	11,400株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。また当社において技術開発部門での要職の経験を有し、2013年6月より取締役、2017年6月より取締役常務執行役員として経営に携わっております。迅速かつ的確な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	ひら い ひさ し 平 井 久 嗣 1960年10月18日	1984年4月 当社入社 2008年4月 当社総務本部総務部長 2009年4月 当社ばね特線事業部営業部長 2011年4月 当社P C鋼線事業部営業部長 2014年4月 当社P C鋼線事業部長兼同営業部長 2014年6月 当社取締役 2017年6月 当社取締役常務執行役員（現在に至る） （担当および重要な兼職の状況） エンジニアリング事業部および尼崎事業所の統括ならびにP C鋼線事業部長ならびにばね特線事業部長ならびに東京支店 長ならびに九州支店、営業所の担当	11,200株
[取締役候補者とした理由] 当社において営業部門および本社部門での要職の経験を有し、2014年6月より取締役、2017年6月より取締役常務執行役員として経営に携わっております。迅速かつ的確な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	よし だ やす ひこ 吉 田 裕 彦 1962年1月21日	1984年4月 (株)神戸製鋼所入社 1997年1月 同社総合企画部主任部員 2001年4月 同社鉄鋼部門企画管理部主任部員 2007年4月 同社監査部主任部員 2012年4月 当社総務本部企画部長 2016年4月 当社総務本部長兼同総務部長兼企画部長 2016年6月 当社取締役 2017年6月 当社取締役執行役員 2020年4月 当社取締役常務執行役員（現在に至る） （担当および重要な兼職の状況） グループコンプライアンスの担当ならびに監査室の担当なら びに総務本部長兼同総務部長兼同企画部長	4,000株
[取締役候補者とした理由] 株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。当社において本社部門での要職を有し、2016年6月より取締役、2017年6月より取締役執行役員として経営に携わっております。迅速かつ的確な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	しょうじまさひと 生 治 理 仁 1965年 8 月 2 日	1988年 4 月 (株)神戸製鋼所入社 2004年 1 月 同社鉄鋼部門鉄鋼総括部主任部員 2014年 4 月 同社鉄鋼事業部門営業総括部主任部員兼鉄鋼事業部門企画管理部主任部員 2015年 6 月 当社監査役 2016年 4 月 (株)神戸製鋼所鉄鋼事業部門企画管理部主任部員兼法務部コンプライアンス統括室主任部員 2018年 4 月 同社鉄鋼事業部門企画管理部担当部長兼コンプライアンス統括部担当部長 当社監査役辞任 2018年 6 月 当社取締役 (現在に至る) 2019年 4 月 (株)神戸製鋼所鉄鋼事業部門企画管理部担当部長兼鉄鋼事業部門企画管理部リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括部担当部長 2020年 4 月 同社鉄鋼アルミ事業部門管理部担当部長[神戸]兼鉄鋼アルミ事業部門管理部リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括部担当部長 (現在に至る)	0株
[取締役候補者とした理由] 株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。当社においては2015年6月より社外監査役、2018年6月より取締役として経営の監督に携わっております。その知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
7	たなかたかひろ 田 中 崇 公 1973年 1 月17日	2000年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 中之島中央法律事務所入所 (現在に至る) 2010年 6 月 当社監査役 2015年 6 月 当社取締役 (現在に至る) 2019年 6 月 船井電機(株)取締役監査等委員 (現在に至る) 2020年 6 月 エスペック株式会社監査役就任予定	200株
[社外取締役候補者とした理由] 弁護士として高い見識を有するとともに、当社社外監査役および社外取締役としての経験より事業に精通していることから、その知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役および社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	さ たけ たか ゆき 佐 竹 隆 幸 1960年11月22日	1999年4月 神戸商科大学（現 兵庫県立大学）商経学部経営学学科助教授 2004年4月 同大学経営学部事業創造学科教授 2010年4月 同大学大学院経営研究科教授 2012年6月 メック(株)取締役 2016年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現在に至る） 兵庫県立大学名誉教授（現在に至る） 2016年6月 メック(株)取締役監査等委員 2018年4月 メック(株)取締役監査等委員長 2018年6月 当社取締役（現在に至る） 2020年3月 メック(株)顧問（現在に至る）	300株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>経営系専門職大学院教授としての専門的な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 株式会社神戸製鋼所は、当社の特定関係事業者（親会社）であり、同社の業務執行者である候補者および過去5年間に業務執行者であった候補者の同社における地位および担当は略歴に記載のとおりであります。
3. 田中崇公、佐竹隆幸の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 田中崇公、佐竹隆幸の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 田中崇公氏は、現在当社の取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 佐竹隆幸氏は、現在当社の取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は生治理仁、田中崇公、佐竹隆幸の各氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役全員任期満了につき4名選任の件

現監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こいけ おさむ 小池 磨 1959年1月24日	1982年4月 (株)神戸製鋼所入社 2007年4月 同社鉄鋼部門鉄鋼輸出部長兼鉄鋼部門鉄鋼総括部担当部長 2008年4月 同社鉄鋼部門鉄鋼輸出部長 2010年4月 同社鉄鋼事業部門鉄鋼総括部付 (KOBELTEEL USA INC. DETROIT OFFICE) 兼KOBELTEEL USA INC. 2013年4月 同社人事労政部付 (一般社団法人日本チタン協会) 2017年6月 当社ばね特線事業部長 当社執行役員 (現在に至る) 2020年4月 当社社長付 (現在に至る)	4,900株
[監査役候補者とした理由] 株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。また当社において2017年6月より執行役員として経営に携わっており、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。			
2	もりした よしき 森下 芳樹 1953年11月15日	1976年4月 (株)神戸製鋼所入社 2006年9月 同社理事 鉄鋼部門資材部長 2010年4月 (株)大阪チタニウムテクノロジーズ入社 2010年6月 同社常務取締役 2015年4月 同社専務執行役員 2017年4月 同社顧問 2018年4月 当社仮監査役 2018年6月 当社監査役 (現在に至る)	0株
[社外監査役候補者とした理由] 鉄鋼分野に精通した人材としてのその専門的見地および事業会社の取締役を務められた経験から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いま い かず まさ 今井一雅 1955年1月12日	1978年4月 (株)神戸製鋼所入社 1996年6月 当社監査役 2007年4月 (株)神戸製鋼所経理部長 2009年4月 同社理事 経理部長 2010年4月 (株)神鋼エンジニアリング&メンテナンス入社 2010年6月 同社取締役 2013年4月 同社常務取締役 2016年6月 神鋼EN&Mサービス(株)代表取締役社長 2018年3月 同社常勤顧問役 2018年4月 当社仮監査役 2018年6月 当社監査役(現在に至る) 2018年7月 神鋼EN&Mサービス(株)顧問役(現在に至る)	0株
[社外監査役候補者とした理由] 経理分野に精通した人材としてのその専門的見地および事業会社の取締役を務められた経験から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。			
4	かわ さき ゆう すけ 河崎雄亮 1954年6月21日	1984年10月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 2010年6月 同監査法人代表社員 2016年7月 河崎雄亮公認会計士事務所開設(現在に至る) 2017年6月 KNT-CTホールディングス(株)監査役(現在に至る) (株)近鉄エクスプレス監査役(現在に至る)	0株
[社外監査役候補者とした理由] 公認会計士としての専門的見地および事業会社の監査役を務められた経験から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森下芳樹、今井一雅、河崎雄亮の各氏は社外監査役候補者であります。
3. 河崎雄亮氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 森下芳樹、今井一雅の両氏は、現在当社の監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は森下芳樹、今井一雅の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は小池磨、河崎雄亮の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
なか やま ひる ゆき 中山 博 行 1983年 7月12日	2007年 4月 パナソニック(株)入社 2007年11月 公認会計士試験合格 2010年 2月 有限責任あずさ監査法人大阪事務所入所 2015年10月 PwCコンサルティング合同会社入社 2017年 9月 同社退社 2017年10月 中山公認会計士事務所開設（現在に至る） 2019年10月 ブリッジコンサルティンググループ(株)執行役員関西統 括事業部長（現在に至る）	0株
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 公認会計士としての専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選 任をお願いするものであります。		

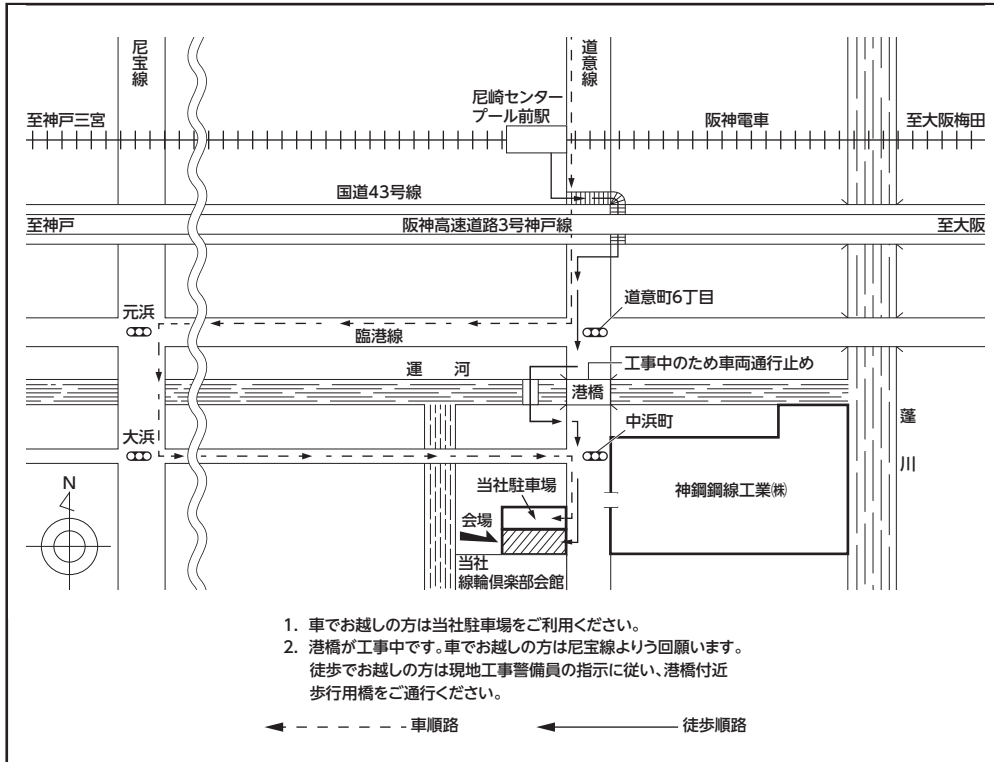
- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 中山博行氏は社外監査役の要件を満たした補欠監査役の候補者であります。
 3. 欠員補充の必要が生じ、中山博行氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、当社定款お
 よび会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定め
 る額に限定する契約を締結する予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県尼崎市中浜町26番地1
神鋼鋼線工業株式会社 線輪倶楽部会館
(阪神電車尼崎センタープール前駅下車徒歩約15分)
電話 (06) 6411-8661



この印刷は環境に優しい植物油
インキを使用しています。